

名古屋市告示第 196 号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示する機関について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示する機関を次のように定めます。

なお、令和 4 年名古屋市告示第 567 号は廃止します。

令和 6 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

次表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に掲げる機関であって、業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないものとする。

申請の区分	機関
1 一戸建の住宅、一戸建の住宅以外の住宅（住戸の部分及び共同住宅の共用部分（以下これらを「住宅部分」という。）以外の部分（以下「非住宅部分」という。）を含まないものに限る。）又は一戸建の住宅以外の住宅（非住宅部分を含むものに限る。）における住宅部分が認定対象の申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）
2 一戸建の住宅以外の建築物のうち住宅部分を含まない建築物又は一戸建の住宅以外の住宅における非住宅部分が認定対象の申請	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判

	定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
3 1 及び 2 以外の建築物が認定対象の申請	登録住宅性能評価機関であり、かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課